

次期新やまなし障害者プラン

(山梨県障害者計画・山梨県障害福祉計画)

(素 案)

平成24年度～平成26年度

平成24年 月

山 梨 県

目 次

第1	計画の基本的な事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	障害保健福祉圏域	2
5	計画の進行管理	2
第2	計画の基本的な考え方	4
1	基本理念	4
2	基本原則	4
第3	山梨県における障害のある人の現状と課題	5
1	障害者手帳の交付等の状況	5
(1)	身体障害	5
(2)	知的障害	7
(3)	精神障害	9
(4)	難病	10
2	障害のある人の雇用の状況	11
3	特別支援学校卒業生の進路の状況	12
4	障害のある人を取り巻く環境の変化	13
(1)	共生社会の考え方の浸透	13
(2)	障害者基本法の改正	13
(3)	権利擁護	14
(4)	教育	14
(5)	雇用・就労	15
(6)	ボランティア活動	15
(7)	情報化	16
(8)	生活環境	16
5	共生社会を実現するための課題	18
(1)	相互理解の促進	18
(2)	協働体制の整備	19
(3)	ユニバーサルデザインの推進	19
(4)	安全・安心の確保	19
(5)	自己選択・自己決定の支援	19
(6)	障害福祉サービスの充実	20
(7)	保健・医療の充実	20

(8) 教育の充実	21
(9) 雇用・就労の支援	21
(10) 社会参加への支援	21
第4 分野別施策の展開	22
1 施策目標	23
2 施策の展開	24
(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策	24
ア 相互理解の促進	25
イ 協働体制の整備	27
ウ ユニバーサルデザインの推進	29
エ 安全・安心の確保	32
(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策	35
ア 自己選択・自己決定の支援	37
イ 障害福祉サービスの充実	43
(3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するための施策	48
ア 保健・医療の充実	49
イ 教育の充実	56
ウ 雇用・就労の支援	61
エ 社会参加への支援	66
第5 数値目標	71
数値目標一覧	71
第6 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及びサービスの見込量等（第3期山梨県障害福祉計画）	74
1 平成26年度における地域生活移行・就労支援等に関する数値目標	74
2 各年度におけるサービス見込量	77
3 各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数	81
4 サービス提供を担う人材の養成・確保	82
5 山梨県地域生活支援事業の実施に関する事項	83
6 障害保健福祉圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策	86

第1 計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

平成18年12月、障害者の権利の保護等に関する「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が国連総会において採択され、平成20年5月に発効しています。我が国は、平成19年9月に同条約に署名しましたが、批准には至っていません。

国においては、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を始めとする障害のある人に係る制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月に内閣総理大臣を本部長とし全ての国務大臣により構成される「障がい者制度改革推進本部」を設置するとともに、同本部の下で、平成22年1月から障害のある人とその関係者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を開催し、議論が重ねられています。

「障がい者制度改革推進会議」は、これまで二度にわたり障害者制度改革の推進のための意見を取りまとめており、これを踏まえて、平成22年6月及び平成23年3月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に基づいて、国は、改革の集中期間内に必要な対応を図っています。

この一環として、平成23年7月、目的規定や障害者の定義等を抜本的に見直す「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立しました。

山梨県は、平成21年3月に「新やまなし障害者プラン」を策定し、その基本理念である共生社会を実現するために、施策・事業の展開を図っています。

国における障害者制度改革の動向に対応しつつ、「新やまなし障害者プラン」の進捗状況や施策・事業を展開する中で明らかになった課題、障害関係団体等との意見交換会の内容を反映させた新しい計画を策定します。

〈用語解説〉 共生社会：国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画である山梨県障害者計画と、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である第3期山梨県障害福祉計画を統合したものです。

3 計画の期間

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)において、障害福祉計画は、3年を一期として作成するとされていることから、この計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

ただし、国は、障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法(仮称)の平成25年8月までの施行を目指しているため、計画期間中であっても計画を見直す可能性があります。

4 障害保健福祉圏域

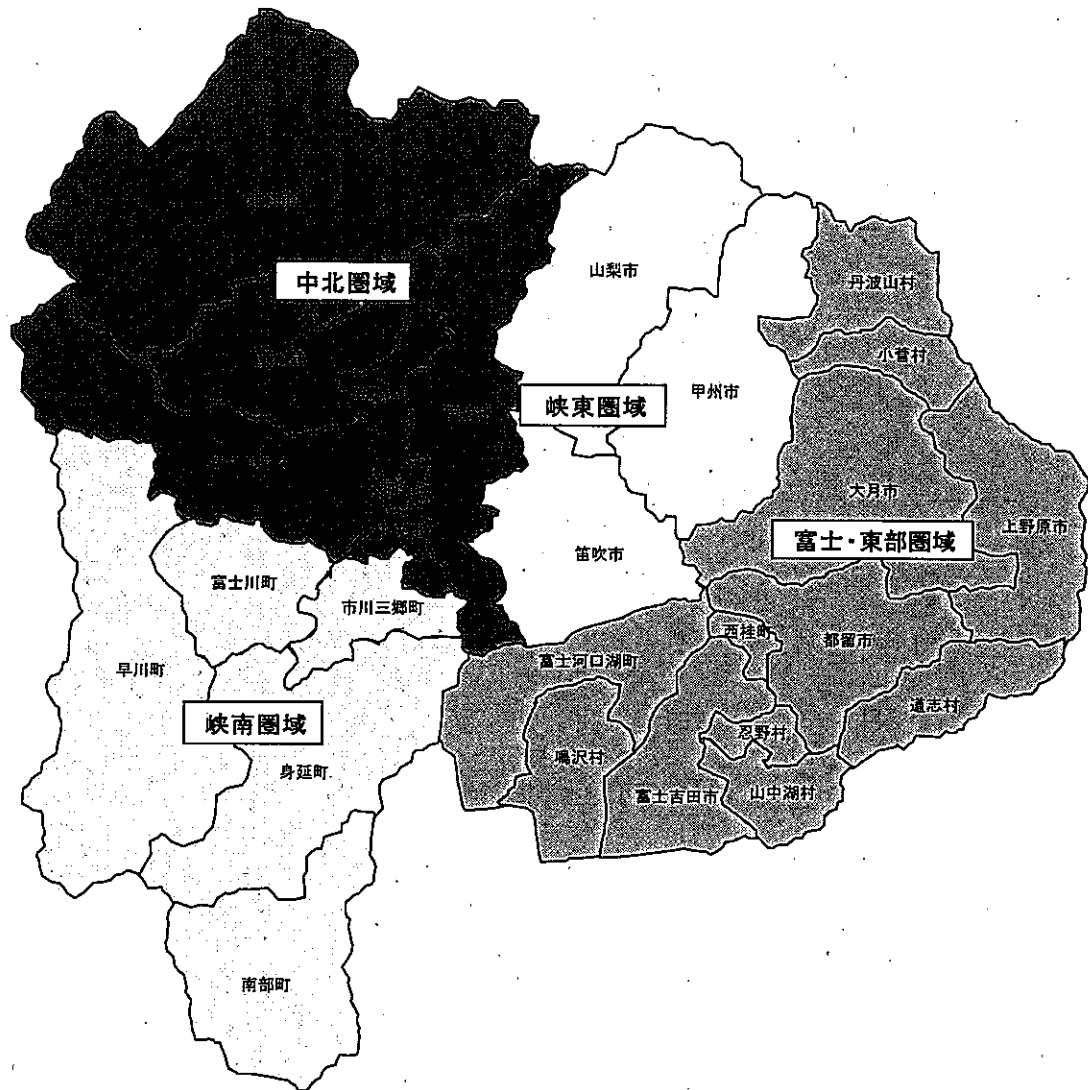
指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域として、障害者自立支援法第89条第2項第1号の規定及び基本指針に基づき、障害保健福祉圏域を設定します。

福祉と保健・医療の連携を図るため、高齢者福祉圏域及び地域保健医療計画の二次医療圏と同一の4圏域(中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域)とします。

5 計画の進行管理

この計画で定めた事業の目標や数値目標、各年度におけるサービスの見込量に対する達成状況について、山梨県障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の点検、評価を受けます。

障害保健福祉圏域



圏域	構成市町村	所管保健福祉事務所
中北障害福祉圏域	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北社市 甲斐市 中央市 昭和町	中北保健福祉事務所
峡東障害福祉圏域	山梨市 笛吹市 甲州市	峡東保健福祉事務所
峡南障害福祉圏域	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町	峡南保健福祉事務所
富士・東部障害福祉圏域	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村	富士・東部保健福祉事務所

第2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

山梨県は、県民誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

2 基本原則

この共生社会を実現するために、全ての障害のある人について、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、また、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られるよう、地域社会における共生等に向けた取組みを推進します。

また、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為がなされないようにし、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮をします。

なお、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策・事業は、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に実施するとともに、その実施に当たっては、障害のある人その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めます。

第3 山梨県における障害のある人の現状と課題

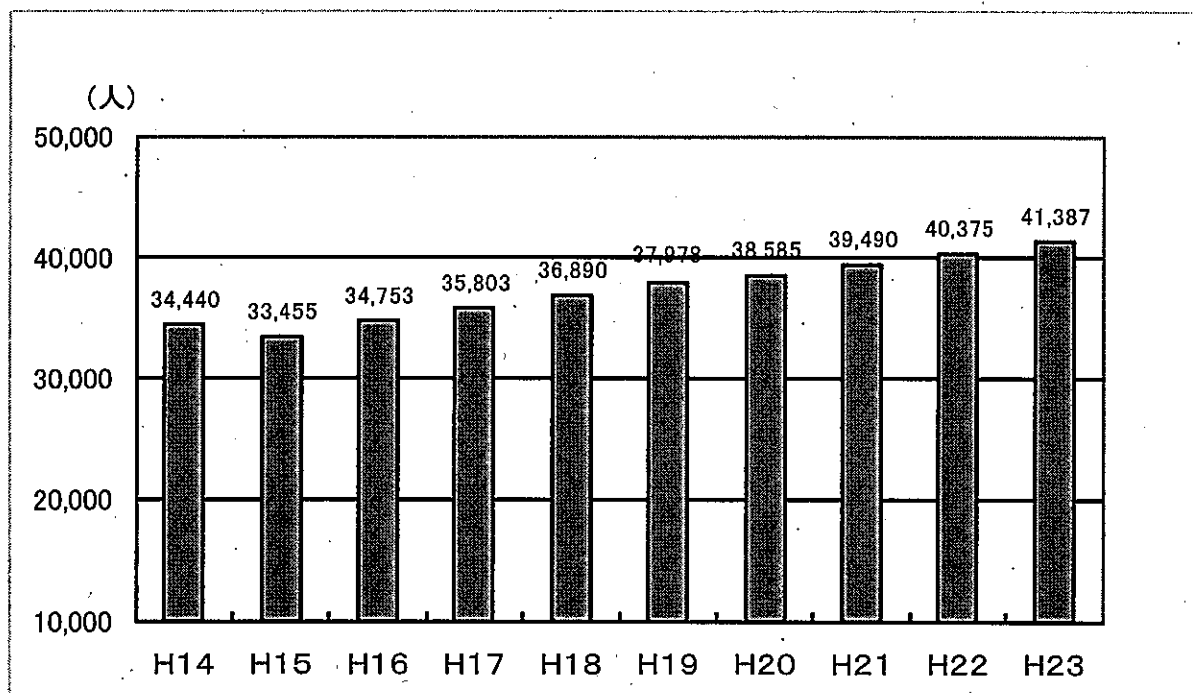
1 障害者手帳の交付等の状況

(1) 身体障害

平成23年4月1日現在の身体障害者手帳の交付者数は、41,387人です。平成14年の34,440人に比べ20.2%増加しています。

平成14年と平成23年を比較すると、年齢階層別では、65歳以上が、障害の種類別では、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害（いわゆる内部障害）が、増加率が最も高くなっています。障害の程度別では、重度（1級・2級）と中度（3級・4級）が増加しています。

身体障害者手帳交付者数の推移



年齢階層別の身体障害者手帳交付者数

年度	年齢階層別の身体障害者手帳交付者数 (人)		
	0歳以上18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H14	531	10,346	23,563
H23	617	10,932	29,838
増加率	16.2%	5.7%	26.6%

(各年4月1日現在)

障害種類別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	視覚障害	聴覚、平衡機能の障害	音声機能、言語機能、そ しゃく機能の 障害	肢体不自由	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害
H14	2,904	3,230	474	19,274	8,558
H23	2,845	3,461	532	21,463	13,086
増加率	△2.0%	7.2%	12.2%	11.4%	52.9%

(各年4月1日現在)

障害程度別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級
H14	11,009	6,048	5,454	6,749	2,421	2,759
H23	13,310	6,381	6,443	10,141	2,345	2,767
増加率	20.9%	5.5%	18.1%	50.3%	△3.1%	0.3%

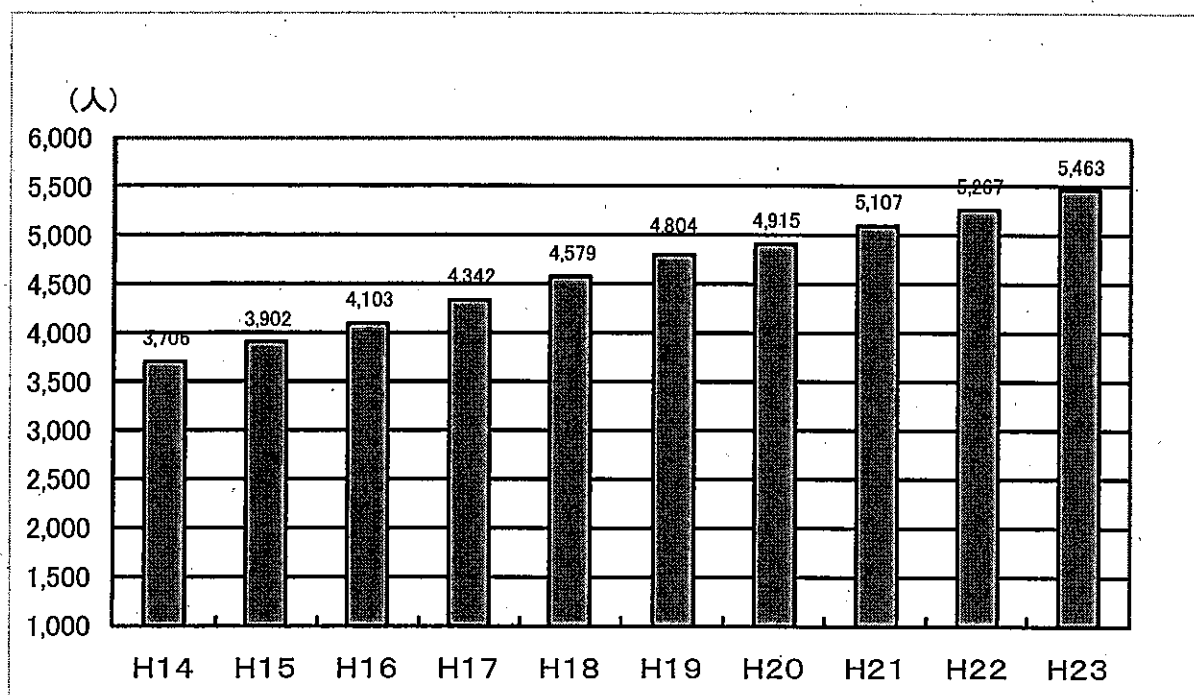
(各年4月1日現在)

(2) 知的障害

平成23年4月1日現在の療育手帳の交付者数は、5,463人です。平成14年の3,706人に比べ47.4%増加しています。

平成14年と平成23年を比較すると、年齢階層別では、65歳以上が、障害の程度別では、軽度（B-2）が、増加率が最も高くなっています。

療育手帳交付者数の推移



年齢階層別の療育手帳交付者数

年度	(人)		
	0歳以上18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H14	823	2,657	226
H23	1,375	3,641	447
増加率	67.1%	37.0%	97.8%

(各年4月1日現在)

障害程度別の療育手帳交付者数

(人)

年度	A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	B-2
H14	325	502	1,109	80	1,247	443
H23	484	743	1,281	106	1,681	1,168
増加率	48.9%	48.0%	15.5%	32.5%	34.8%	163.7%

(各年4月1日現在)

障害程度の基準

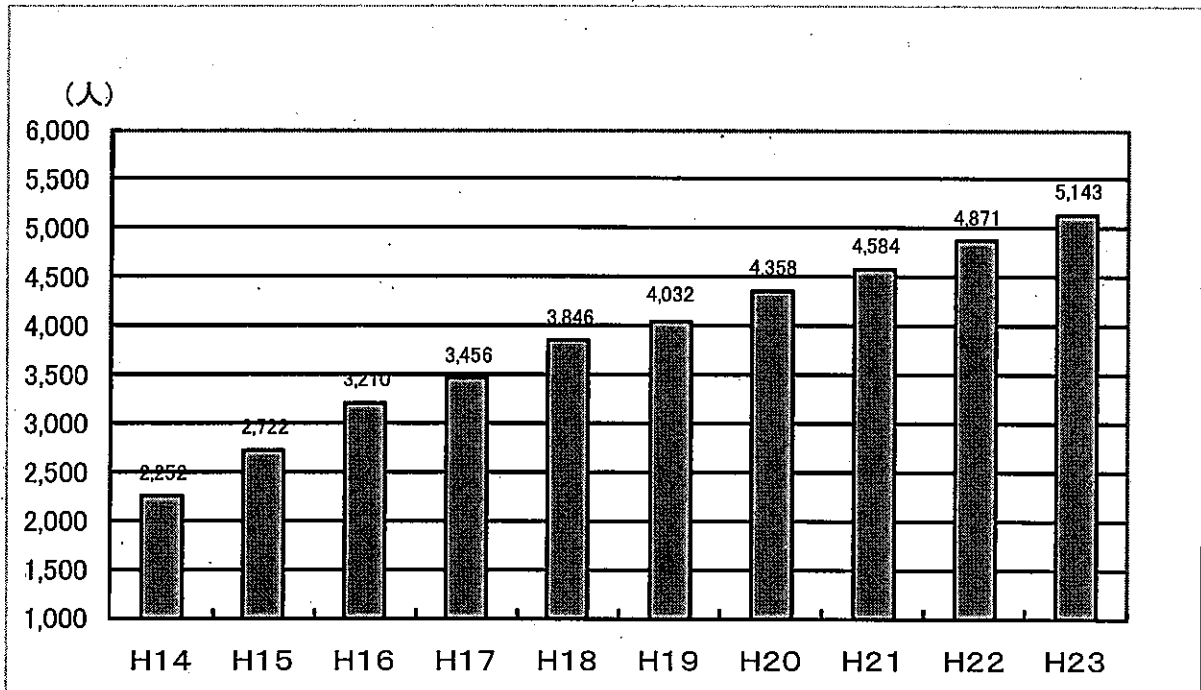
障害程度	障害程度の基準
A-1	最重度又は重度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級又は2級に該当する者
A-2a	最重度の知的障害を有する者
A-2b	重度の知的障害を有する者
A-3	中度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級から3級に該当する者
B-1	中度の知的障害を有する者
B-2	軽度の知的障害を有する者

(3) 精神障害

平成23年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、5,143人です。平成14年の2,252人に比べ128.4%増加しています。

平成14年と平成23年を比較すると、障害の程度別では、中度(2級)、軽度(3級)が、増加率が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



障害程度別の精神障害者保健福祉手帳交付者数

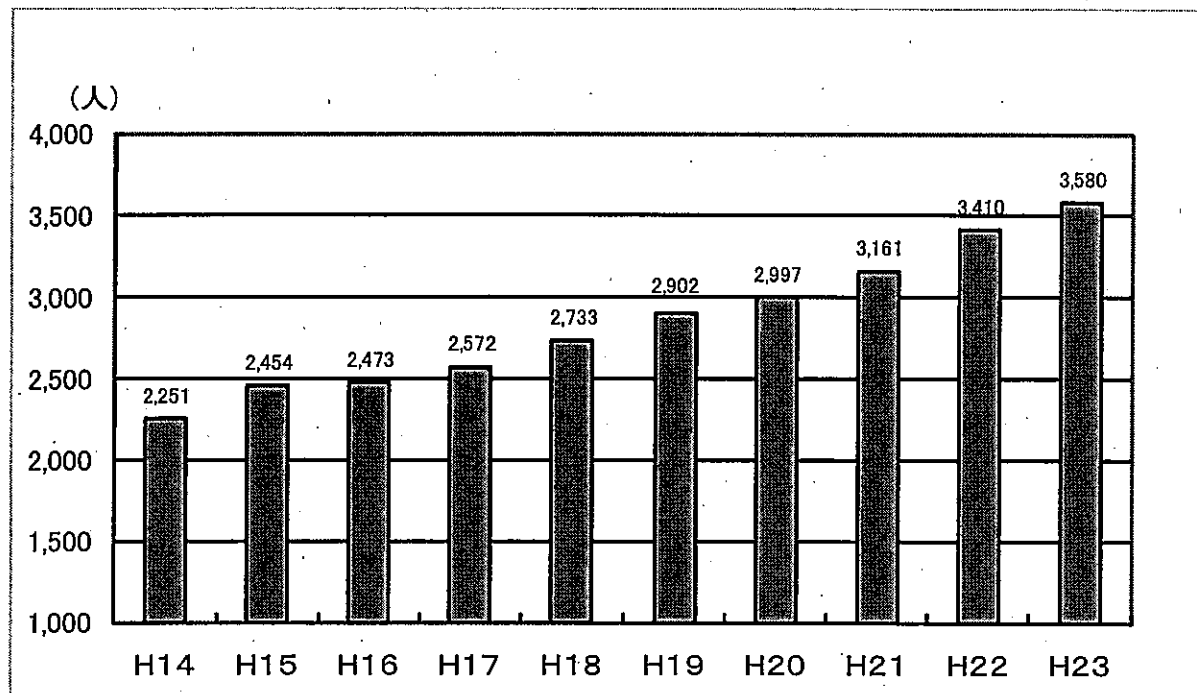
年度	(人)		
	1級	2級	3級
H14	584	1,496	172
H23	1,201	3,547	395
増加率	105.7%	137.1%	129.7%

(各年4月1日現在)

(4) 難病

平成23年3月31日現在の特定疾患医療受給者証の交付者数は、3,580人です。平成14年の2,251人に比べ59.0%増加しています。

特定疾患医療受給者証交付者数の推移



〈用語解説〉難病：昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、原因不明、治療方法未確立、後遺症を残す恐れのない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭に負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病

特定疾患：国が、難病のうち特定疾患治療研究事業対象疾患として指定した56疾患

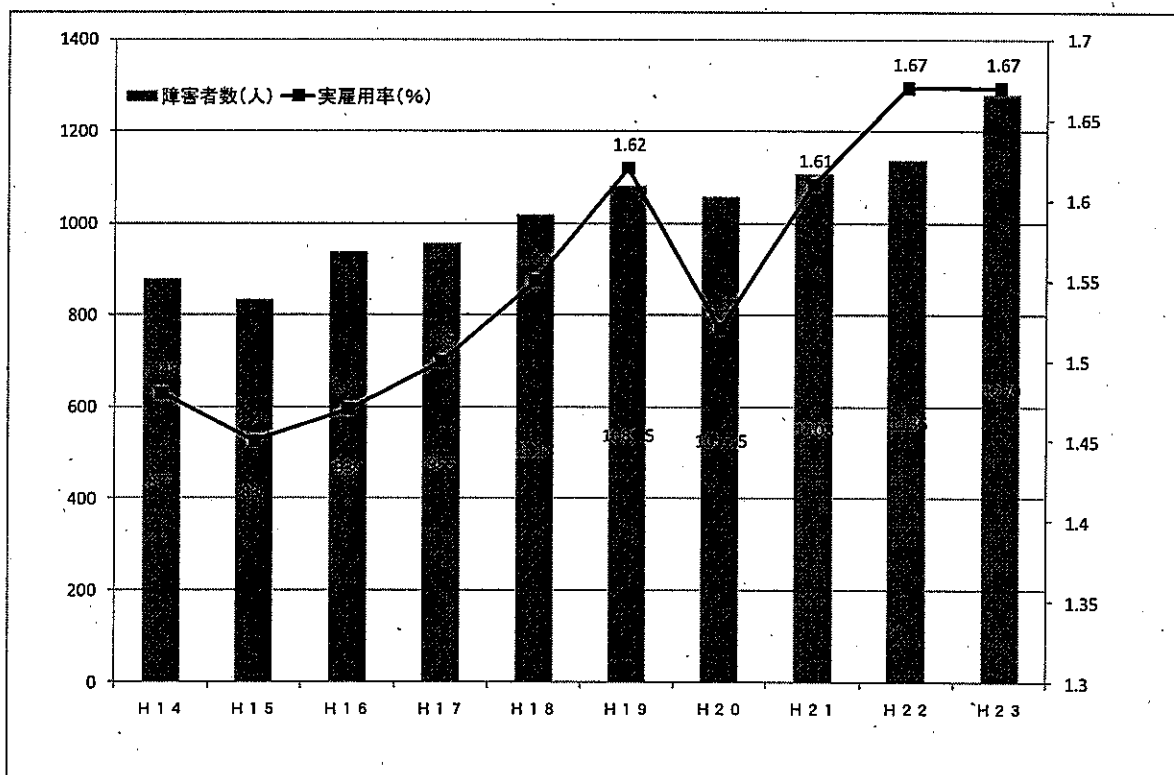
2 障害のある人の雇用の状況

平成23年6月現在、1.8%の障害のある人の法定雇用率が適用される民間企業（常用労働者数56人以上の規模の企業）における雇用状況をみると、雇用されている障害のある人の数は、1,279人（身体980人、知的246.5人、精神52.5人）であり、実雇用率は、1.67%（全国平均：1.65%）となっています。

また、法定雇用率未達成企業の割合は、51.3%（全国平均：54.7%）となっています。

なお、民間企業に雇用されている障害のある人の数は増加傾向にあり、平成18年以降は1,000人を超えています。

民間企業に雇用されている障害のある人の数と実雇用率の推移



(注) 平成22年7月に短時間労働者の算入など制度改正があったため、22年と23年は単純に比較できない。

3 特別支援学校卒業生の進路の状況

平成22年度の状況を見ると、中学部については、全ての卒業生85人が特別支援学校高等部に進学しています。

高等部については、卒業生124人のうち、施設利用が97人(78.2%)、就業が13人(10.5%)、進学9人(7.3%)となっています。

平成22年度特別支援学校中学部卒業生の進路状況

卒業生徒数	進路			
	就業	進学	施設利用	その他
85		85		

平成22年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況

卒業生徒数	進路			
	就業	進学	施設利用	その他
124	13	9	97	5

平成23年度の特別支援学校に在籍する幼児児童生徒は976人、特に高等部の生徒が増加しています。今後も、毎年度100人以上が卒業する見込みです。

特別支援学校在籍者数

区分	幼稚部	小学部						中学部			高等部			専攻科			合計
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
人数	15	41	64	46	48	47	45	83	74	90	147	127	138	4	2	5	976

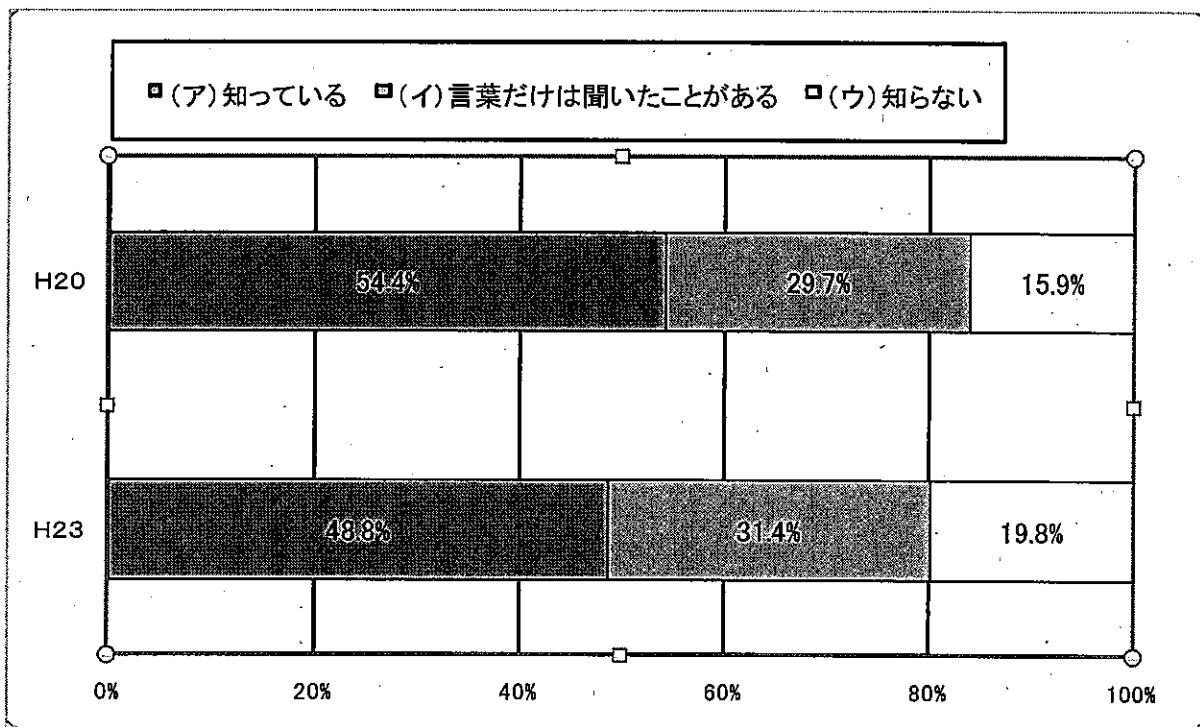
(平成23年5月1日現在)

4 障害のある人を取り巻く環境の変化

(1) 共生社会の考え方の浸透

山梨県が、平成20年7月と平成23年9月に実施した県政モニターアンケートの中で、「共生社会という考え方を知っていますか」という問いに対して、「知っている」と回答した人の割合は54.4%が48.8%に、「言葉だけは聞いたことがある」と回答した人の割合は29.7%が31.4%に、「知らない」と回答した人の割合は15.9%が19.8%になっています。共生社会の考え方は浸透しつつあるものの、定着に向けた更なる取組みが必要です。

共生社会という考え方を知っているか（県政モニターアンケート結果）



(2) 障害者基本法の改正

平成23年7月の障害者基本法の改正では、目的規定の見直しが行なわれ、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する旨が追加されました。

また、障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害のある人であって、障害及び社会的障壁（障害のある人にとって日

常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと見直されました。

今後は、平成24年12月を目途に、次期障害者基本計画が決定される予定となっています。

(3) 権利擁護

国においては、障害者権利条約の批准に向けた取組みが進められています。

平成23年6月には障害のある人に対する虐待の禁止、予防及び早期発見等を規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が成立し、また、平成23年7月の障害者基本法の改正では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されました。

〈用語解説〉 障害者虐待防止法：平成23年6月に成立し、平成24年10月から施行。障害者の尊厳を守り、障害者の自立及び社会参加を推進するために障害者の虐待を防止することを目的とし、障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律

(4) 教育

平成18年に教育基本法及び学校教育法が改正され、障害のある人に対する教育上必要な支援を講ずべきことが新たに規定され、平成19年度から特別支援教育の実施となりました。特殊教育から移行した特別支援教育は、全ての学校において特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援を行うこととなりました。これを受け、山梨県では全ての学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実を図ってきました。

山梨県教育委員会では、平成23年7月に「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定し、今後10年間を見通した特別支援教育の推進方策を示しました。

また、平成22年度に文部科学省は、中央教育審議会に特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設け、同委員会における議論を論点整理としてまとめ、インクルーシブ教育システム構築に向けた、就学相談・支援の在り方や特別支援教育の充実方策の方向性を示しました。

〈用語解説〉 インクルーシブ教育システム：inclusive education system。障害者権利条約の署名時仮訳。包容する教育制度。人間の多様性の尊重、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に教育を受ける仕組み。

(5) 雇用・就労

障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合以上、障害のある人を雇用しなければならないことが義務づけられています。

平成21年4月には、障害のある人の就業意欲の高まりや短時間労働に対するニーズに対応するため、障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大、短時間勤務の労働者も対象とする雇用率制度の見直しなどの改正が行われました。

また、障害者自立支援法が平成18年4月に施行され、福祉施設から一般就労への移行を進めるための就労支援事業が創設され、労働関係機関との連携の下、一般就労に向けた訓練、職場実習、就業後の職場定着等が推進されています。

(6) ボランティア活動

ボランティア活動を通じて社会に参加し、自己を実現したいと考える人が増加し、全国社会福祉協議会が把握しているボランティア活動者数は、平成21年には730万人で、平成11年の690万人と比較すると5.8%増加しています。

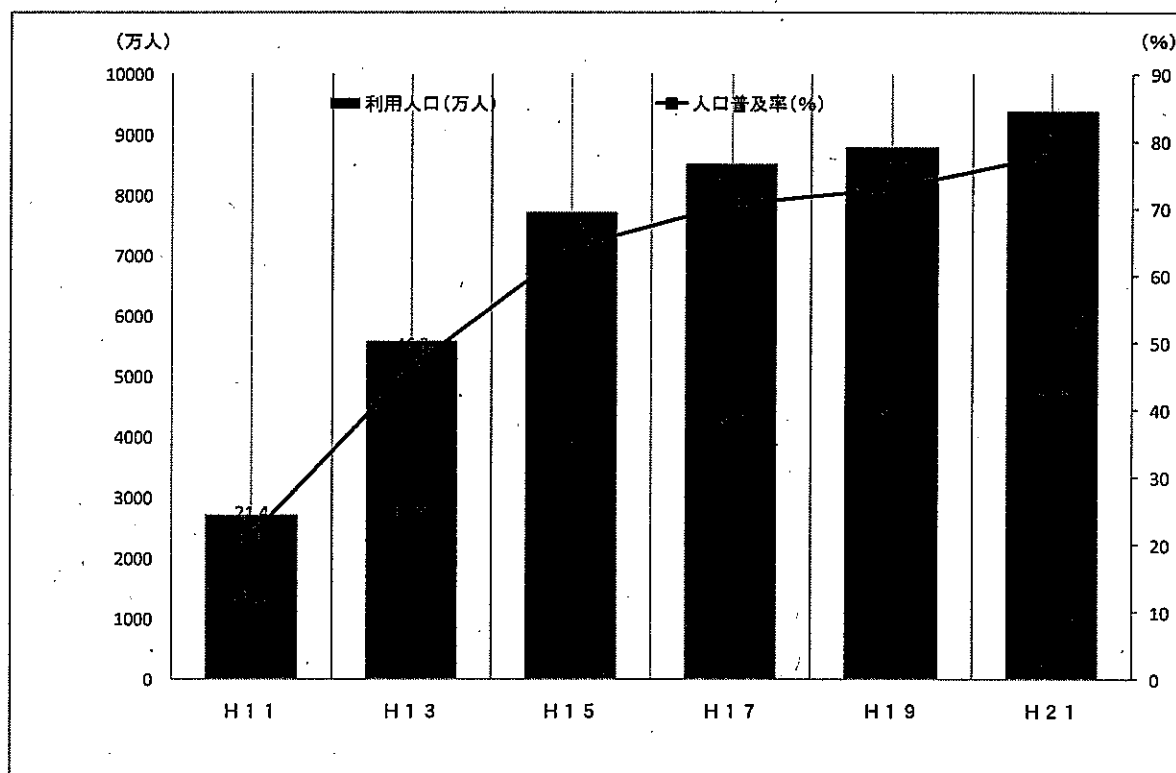
一方、福祉の分野に限らず、国際協力、環境、まちづくりといった様々な分野において、ボランティア活動やこれを支える市民活動団体の取組みが盛んになっています。市民活動の役割が注目される中で、法人格の付与等を通じて、活動促進を図ることを目的とした「特定非営利活動促進法」(NPO法)が平成23年6月に改正され、NPOの活動分野の追加、認証制度の見直しや認定制度の導入などが盛り込まれました。

(7) 情報化

近年の情報通信技術（ICT）の急速な進展により、情報通信が、日常的な生活・コミュニケーションから就労や生涯学習までのあらゆる場面に影響を与えるようになってきています。

情報通信を積極的に利活用することにより、障害のある人の自立及び社会への参加を促進するためには、障害のある人を含めた全ての人が、自由に情報の発信やアクセスができる社会を構築していく必要があります。

インターネット利用人口と人口普及率の推移



〈用語解説〉 ICT : Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称

(8) 生活環境

平成18年6月、一体的総合的なバリアフリー施策の推進のため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が施行されました。

平成23年3月に、バリアフリー新法に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、原則として、平

成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定する内容等に改正されました。

バリアフリーが障害によってもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方であるのに対し、身体的な状況や性別、年齢、国籍等にかかわらず、全ての人が人格と個性を尊重され、快適で安全に暮らすことができるよう、まちづくりやものづくり、サービス等にあらかじめ配慮するユニバーサルデザインの考え方が提唱され、障害のある人の自立と社会参加が進む中であって、欠かすことができない要素となっています。

山梨県では、平成20年3月に「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」を策定し、県が取組むべき方向とともに、県民、市町村、事業者、民間団体など、様々な主体における取組みの目安を示しました。

〈用語解説〉バリアフリー新法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充。バリアフリー化基準に適合するように求める施設等の範囲は公共交通機関・建築物だけでなく、道路、路外駐車場、都市公園も対象となっている。

バリアフリーとユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

5 共生社会を実現するための課題

この計画の策定に当たり、障害関係団体、難病・疾病団体、障害福祉サービス事業者団体、県自立支援協議会、各圏域自立支援協議会等44団体との意見交換会等を通じて、障害福祉施策に関する意見を聴きました。

ここでは、意見交換会の内容、障害福祉をめぐる施策の動向、「新やまなし障害者プラン」の進捗状況や施策・事業を展開する中で明らかになった課題を整理します。

(1) 相互理解の促進

ア 障害のある人が、地域の人々と交流し、社会の一員として共に生活するためには、こころのユニバーサルデザインを推進する必要があるとあり、県民、行政、企業、NPO、ボランティアが一体となって、啓発活動の一層の推進を図る必要があります。

イ 障害のある人に対する偏見の解消、障害の特性の理解を進めるとともに、障害のある人の地域で暮らしたいという気持ちを理解し、互いに支えあう気持ちを育てることが必要です。

ウ 県や市町村の職員に対して障害の特性や障害のある人への理解の促進を図る必要があります。

エ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習や、障害のある子どもと地域の人々との交流活動は、全ての子どもの豊かな人間性や社会性を育むとともに、地域の人々の障害の特性や障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深める重要な機会であることから、一層の推進を図る必要があります。

オ 全ての学校において、教育活動全般を通じて、障害の特性や障害のある人への正しい理解を深めるため、更なる交流及び共同学習等の取組みの充実が必要です。

カ 発達障害や高次脳機能障害は、障害として世の中に認知されたのが比較的新しいため、まだ、多くの人に知られていない障害です。また、見えない障害ともいわれ、周囲からの理解が得られにくく、他の人との良好な関係を築くことが難しい場合があります。これらの障害について、より多くの方々に知ってもらおうとともに、理解を広める必要があります。

(用語解説) 発達障害 : 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

高次脳機能障害 : 交通事故や脳血管疾患などの原因により脳が損傷を受け、記憶・注意・行動・言語・感情などに障害がおき、日常生活に支障をきたすもの

(2) 協働体制の整備

- ア NPOやボランティアの活動に対する理解を深め、その活動を活発化させる必要があります。
- イ 障害のある人自身のボランティア活動への参加など、社会参加を支援する必要があります。
- ウ 障害のある人やその家族が協議の場に参画するなど、意見が十分に行政施策に反映できるシステムの構築を推進する必要があります。

(3) ユニバーサルデザインの推進

- ア 障害のある人が安心して生活し、社会参加できるようにするための地域基盤の整備が必要です。このため、ユニバーサルデザインによる生活環境の整備を進めるとともに、誰もが住みやすい住環境の整備促進を図る必要があります。

(4) 安全・安心の確保

- ア 平成23年3月11日に発生した東日本大震災において被災した障害のある人は、移動や避難所での生活などで多くの苦難に直面しました。このような教訓を踏まえ、障害のある人が地震等の災害時に困難な状況に陥らないよう、防災対策の一層の推進を図る必要があります。
- イ 特に、支援物資の供給を受けながら、様々な障害ごとに必要な対応がとれる福祉避難所の整備や障害者支援施設間の連携体制の構築が必要です。

(5) 自己選択・自己決定の支援

- ア 地域で暮らすためには、障害のある人が自己選択や自己決定できるよう、障害のある人自身の力を向上（エンパワメント）させる必要があります。ピアカウンセリングの普及啓発をはじめとした相談支援体制の充実が求められています。
- イ 障害者支援施設入所者や精神科病院の社会的入院患者の地域生活への移行を進めるため、地域自立支援協議会を中核とした相談支援関係機関の連携強化とともに、地域において中心的な活動を行う人材の配置が必要です。
- ウ より質の高い障害福祉サービスが提供できるよう、事業所職員などに対する研修の充実が必要です。
- エ 障害のある人の地域での生活を支える人材の育成、確保が必要です。
- オ 障害のある人が、様々な活動へ参加し、社会の一員として責任を分担することができるよう、その生活力の向上が求められます。
- カ 障害のある人の自己選択・自己決定を支援する権利擁護制度や成年後見制度などの制度の活用促進が必要です。

〈用語解説〉 エンパワメント : 障害者自身の内側から湧き出る力に目を向け、それを呼び覚まそうとすること。

障害者支援施設 : 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設

自立支援協議会 : 相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置する「地域自立支援協議会」、県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として県が設置する「県自立支援協議会」をいう。

成年後見制度 : 認知症、知的障害、精神障害等があるため判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するために家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人、または、あらかじめ自らが選んだ任意後見人が本人の利益を考えながら、財産管理等を行う制度

(6) 障害福祉サービスの充実

- ア 障害のある人の重度化、重複化、高齢化、地域生活への意識の高まりなどに対応するためのサービス供給体制の充実が必要です。
- イ 特に、障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、受け皿となるグループホームなどの生活の場の確保が必要です。
- ウ 地域で安心して暮らすことができるよう、公営住宅やアパート等への入居支援や生活支援が必要です。
- エ 障害者支援施設におけるサービスについては、地域との交わりの中で安心して日中活動ができる体制の充実が必要です。
- オ 発達障害及び高次脳機能障害については、その特性に応じたサービスの提供体制を整備する必要があります。

(7) 保健・医療の充実

- ア 障害のある人が地域で安心して暮らすためには、障害の原因となる傷病等の予防・治療や適切な保健・医療サービスの提供による障害の軽減、重度化・重複化の防止を図ることが必要です。
- イ 精神障害のある人の退院や社会復帰を促進するためには、入院医療中心の施策から地域において保健、医療、福祉が連携した総合的方策を推進する必要があります。
- ウ 緊急な医療を必要とする精神障害のある人のために精神科救急医療事業を拡充するとともに、精神障害のある人が地域で安心して生活できる体制を整備することが必要です。
- エ 障害の早期発見、早期療育の連携体制を整備するとともに、ライフステージに応じ

た一貫した相談支援体制の充実が必要です。

オ 地域によって、身近な場所において受診できる医療機関がないことや、医療費の負担に不安を持っているので、障害のある人が安心して、医療が受けられるように体制を整備することが必要です。

(8) 教育の充実

ア 障害のある子どもの自立や社会参加を推進するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服し、社会の一員として自己実現を図るため、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育や療育を行うことが必要です。

イ 特別支援教育の対象となる子どもの障害が重度化、重複化、多様化していることから、障害の状態や特性を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行う必要があります。

ウ 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて継続した支援を行うため、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携を図り、保育所、幼稚園及び全ての学校における特別支援教育を推進する必要があります。

エ 特別支援教育の更なる充実を図るため、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図るとともに、それを考慮した教員の配置を図る必要があります。

(9) 雇用・就労の支援

ア 障害のある人が、社会的に自立し地域で安定した生活を確認するためには、経済的な基盤となる職業に就くことが必要です。

イ 山梨労働局、公共職業安定所、障害者職業センターなど労働関係機関と連携し、事業主に対して障害のある人の雇用や支援策についての理解の浸透を図るとともに、福祉、労働、教育等関係機関の連携強化などにより、雇用、就労を一層促進する必要があります。

(10) 社会参加への支援

ア 個々の能力を引き出し、自立・社会参加を促進するためICTを活用し、情報格差の是正や情報活用能力の向上等を図る必要があります。

イ 障害のある人の能力、ニーズに応じた多様な情報教育の機会を設け、技術取得の支援を行うとともに、機器の整備促進を図る必要があります。

ウ 障害のある人が充実した地域生活を送るためには、スポーツ、レクリエーション、芸術、文化等の活動の場や学習の機会を確保し、その充実を図る必要があります。

エ 障害のある人が様々な場所へ気軽に出かけられるようにするための移動支援やコミュニケーション支援などの充実が必要です。

オ 利用しやすい福祉用具の普及・利用の促進を図る必要があります。